

第4編 人事〔大雪消防組合人事行政の運営等の状況の
公表に関する条例〕

○大雪消防組合人事行政の運営等の状況
の公表に関する条例

〔平成17年10月4日〕
条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）
第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定める
ものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、管理者に対し、毎年10月末日までに、前年度における職員（大雪消
防組合消防職員定数条例（昭和48年大雪消防組合条例第4号）第2条で規定する職員。）
の人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、規則で定める。

(公表)

第3条 管理者は、毎年12月末日までに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 前条の規定に基づく報告の概要

(2) 法第58条の2第2項の規定に基づく報告

2 前項の規定に基づく公表は、大雪消防組合公告式条例（昭和48年大雪消防組合条例第2
号）により行うものとする。

(施行規定)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(~495)